

## 第4章 乗車券の効力

(乗車券の使用条件)

**第78条** 乗車券は、乗車人員を記載したものを除き、1枚または1券片をもって、1人が1回に限り、その券面表示事項に従って（特殊割引回数券の場合は表面表示区間の片道に）使用することができる。ただし、定期乗車券についてはその使用回数を制限しない。

2 特別車両券は、前項の規定によるほか、その区間に有効な乗車券類と同時に使用する場合に限り、これを使用することができる。

3 乗車券は、乗車以外の目的で乗降場に出入りする場合には、使用することができない。

(効力の特例)

**第79条** 乗車券は、次の各号に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず、使用することができる。

(1) 大人用の乗車券を小児が使用して乗車する場合

(2) 乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から乗車する場合

(参考)

途中駅から乗車 鉄道運輸規程 第13条

(券面表示事項が不明となった乗車券)

**第80条** 乗車券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。

2 前項の規定により使用できない乗車券を所持する旅客は、これを駅に差し出して書替えを請求することができる。

(不乗区間に対する取扱い)

**第81条** 旅客は、第79条の規定により乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から旅行を開始し、または同区間内の途中駅で下車した後、に前途の駅から乗車した場合の不乗区間については、乗車の請求をすることができない。

(参考)

不乗区間に対する旅客運賃払いもどしの不能 規則第154条

(小児用乗車券の効力の特例)

**第82条** 小児用の乗車券は、その通用期間中に、使用旅客の年齢が12才に達した場合にあっても、第78条の規定にかかわらず、これを使用することができる。

(無効の乗車券使用未遂の場合の取扱方)

**第83条** 旅客が、当該乗車について効力のない乗車券を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。ただし、他の乗車について使用できるものであって、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合は、この限りでない。

(通用期間の起算日)

**第84条** 乗車券の通用期間は、通用開始日を特に指定して発売したものを除き、当該乗車券を発行した当日から起算する。

(参考)

期間の計算方 規則 第9条

(通用期間)

**第85条** 乗車券の通用期間は、別に定める場合のほか、次の各号による。

- (1) 普通乗車券
  - ア 片道乗車券  
1日とする。
  - イ 往復乗車券  
2日とする。
- (2) 定期乗車券  
1箇月・3箇月または6箇月とする。
- (3) 特殊割引回数券  
3箇月とし、使用開始後の券片は使用当日に限り有効とする。
- (4) 団体乗車券  
その都度定める。
- (5) 貸切乗車券  
その都度定める。

(継続乗車)

**第86条** 乗車中に通用期間を経過した当該使用乗車券は、下車しないでそのまま乗車する場合に限って、その券面に表示された着駅までは、第78条の規定にかかわらず、これを使用することができる。

(参考)

継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止 規則 第134条

(途中下車)

**第87条** 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券によって、その券面に表示された発着区間内の着駅以外の駅に下車して出場した後、再び列車に乗り継いで旅行することができる。ただし、次の各号に定める駅を除く。

- (1) 普通乗車券を使用する場合は、その区間内の駅
- (2) 特殊割引回数券を使用する場合は、その区間内の駅
- (3) 会社が特に途中下車のできる駅を指定した場合は、その指定した駅以外の駅

(参考)

乗車券の効力	鉄道運輸規程	第 13条
無貨送還と途中下車	規 則	第160条
	同	第167条

(う回乗車)

**第87条の2** 第42条の2に掲げる図の太線区間の各駅を発着または通過となる普通乗車券または特殊割引回数券を所持する旅客は、その区間内は、運賃計算経路にかかわらず、同区間内の他の経路をう回して乗車することができる。

- 2 前項の規定により、普通乗車券を所持する旅客がう回して乗車中に途中駅に下車したときは、区間変更として取扱う。

**第88条** （削除）

（特殊割引回数券の効力）

**第89条** 旅客運賃割引証によって購入した特殊割引回数券は、使用資格者が使用する場合に限って有効とする。

（改氏名の場合の定期乗車券の書替え）

**第90条** 定期乗車券の使用者は、氏名を改めた場合は、これを駅に差し出して、その氏名の書替えを請求しなければならない。

（乗車券が前途無効となる場合）

**第91条** 乗車券（往復乗車券または特殊割引回数券については、その使用する券片）は、次の各号の一に該当する場合は、その後の乗車について無効として回収する。

- (1) 旅客が途中下車できない駅に下車したとき。
- (2) 旅客が第185条第1項第1号・第186条または第187条の取扱いを受けたとき。
- (3) 伝染病予防法第18条の規定によって途中で下車させられたとき、または鉄道営業法（明治33年法律第65号）第42条の規定によって車外に退去させられたとき。

(参考)

途中下車の禁止	規 則	第87条
持込禁制品を持ち込んだ場合の処置	同	第185条第1項第1号
持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置	同	第186条
旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置	同	第187条
船車の検疫	伝染病予防法	第18条
列車中旅客の乗用に供しない箇所に乗り、係員の制止をきかないとき		
禁煙箇所で吸煙したとき		
婦人専用室に立ち入ったとき		
車内で寄附等を請うとき	鉄道営業法	第42条
車内秩序をみだす行為をしたとき		
乗車券の前途無効（旅客運賃の払いもどし請求）	鉄道営業法	第41条
	同	第42条
	鉄道運輸規程	第24条

(定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)

**第92条** 定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の一に該当する場合は、その全券片を無効として回収する。

- (1) 旅客運賃割引証及び割引運賃申込書と引替えに購求した割引の乗車券を割引証の記名人以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。
- (3) 第20条第1項の規定により無効となる旅客運賃割引証で購求した乗車券を使用したとき。

- 
- (4) 資格等を偽って発行された各種割引証または証明書で購求した乗車券を使用したとき。
  - (5) 券面表示事項（途中下車印等を含む。）または裏面の磁気情報を、ぬり消し、または改変して使用したとき。
  - (6) 区間の連続していない2枚以上の普通乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
  - (7) 区間の連続していない2枚以上の特殊割引回数券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
  - (8) 普通乗車券の区間と連続していない特殊割引回数券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
  - (9) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
  - (10) 証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを携帯していないとき。
  - (11) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
  - (12) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。ただし、第82条に規定する場合を除く。
  - (13) 乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。
  - (14) 通用期間を経過したとき。ただし、第86条に規定する場合を除く。
  - (15) 乗車券の使用について曜日、日及び時間等の制限のある場合、その制限以外のときに使用したとき。
  - (16) その他乗車券を運賃を免れる手段として使用したとき。
- 2 前項の規定は、偽造（擬装を含む。以下同じ。）した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。
- （注1）「偽造」とは、乗車券のにせものをつくることをいう。以下同じ。
- （注2）「擬装」とは、2枚の乗車券を組み合わせて、1枚の乗車券によそおうような手段で、相手をごまかすために、有効な乗車券のようにみせかけることをいう。以下同じ。
- （参考）  
割引証と引替えに購求した

---

割引の乗車券	規 則	第22条
	同	第24条
券面表示事項が不明となった乗車券の取扱い	規 則	第80条
券面表示事項	同	第97条

(定期乗車券が無効となる場合)

**第93条** 定期乗車券は、次の各号の一に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき。
  - (2) 券面表示事項が不明となった定期乗車券、または定期乗車券を切断し使用したとき。
  - (3) 使用資格・氏名・年齢・区間または通学の事実を偽って購求した定期乗車券を使用したとき。
  - (4) 券面表示事項または裏面の磁気情報をぬり消し、または改変して使用したとき。
  - (5) 区間の連続していない2枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
  - (6) 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券または特殊割引回数券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
  - (7) 通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき。
  - (8) 通用期間開始前の定期乗車券をその期間開始前に使用したとき。
  - (9) 通用期間満了後の定期乗車券をその期間満了後に使用したとき。
  - (10) 通学定期乗車券を使用する旅客が、第95条に規定する証明書等を携帯していないとき。
  - (11) 係員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
  - (12) その他運賃を免れる手段として定期乗車券を使用したとき。
- 2 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。
- (参考)

券面表示事項が不明となった定期乗車券の取扱い	規 則	第80条
券面表示事項	同	第97条

定期乗車券を無効として回収した場合の処理方 同 第144条

**第94条** (削除)

(学生用割引乗車券等の効力)

**第95条** 学生証を使用して購求した乗車券は、当該割引証に記入されている学生または生徒が、その在学する学校の代表者の発行した次の様式による証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

- 2 通学定期乗車券を使用する場合も前項の証明書を携帯する場合に限って有効とする。



(1) 一般用

(表)

	契 印	
	証 明 書	No. ....
下記の者は、当校 <input type="checkbox"/> の学生（生徒） であることを証明す る。	所 属 部（科） 学 年 第 学年（ 年度生） 氏 名 （ 才） 生年月日 年 月 日生 住 所 年 月 日 発行 発 行 者 所 在 地 学 校 名 代 表 者 氏 名	<input style="width: 50px; height: 20px;" type="text"/> 代表者 職 印
写 真 <input style="width: 80px; height: 60px;" type="text"/> 契 印		
6 cm	8.5 cm	

(裏)

(注 意)

- (1) この証明書は、学生用割引乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。
- (2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- (3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。
- (4) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。

(2) 通学定期乗車券購入兼用

表

6cm	<b>証明書</b>		No. ....	年月日まで有効	通学区間 ・ 間	
	下記の者は、当校 所属 部 (科) □ の学生 (生徒) 学年第 学年 ( 年度生) であることを証明す 氏名 ( 才 ) 生年月日 年 月 日生 住所 年 月 日発行 写真 契印 発行者 所在地 学校名 代表者 代表者 氏 名 職 印		通学定期乗車券発行控			
			発行年月日	有効期間	発行駅	記 事
			箇月	箇月		
			箇月	箇月		
			箇月	箇月		
			箇月	箇月		
			箇月	箇月		
			箇月	箇月		

17cm

裏

通学定期乗車券発行控					(注 意)	
発行年月日	有効期間	発行駅	記	事	(1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。 (2) 通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申込書に必要な事項を記入して、この証明書とともにさし出さなければならない。 (3) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。 (4) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。 (5) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。	
	箇月					
	箇月					
	箇月					
	箇月					
	箇月					
	箇月					

(備考)

- (1) □内には、学校種別または指定番号を表示する。
- (2) この証明書に用いる写真は、証明書発行日前6箇月以内に撮影した縦3センチメートル、横3センチメートルの正面上半身のものとする。
- (3) この証明書にはりつける写真は、証明書発行の日から1箇月間に限り、省略することができる。

- (4) 中学校第3学年以下（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校の中学部の最終学年以下を含む）の生徒の証明書は、写真を省略したものとするができる。
- (5) 特殊指定学校の学生・生徒・児童または幼児が使用する場合は、上部左方に指定学校承認番号「指定番号 中部1号」の例により表示しなければならない。
- 3 学校の代表者が発行した証明書または学生証で、前項に規定する様式に準ずるものは、同項の証明書に代用することができる。
- 4 被救護者旅客運賃割引証を使用して購求した乗車券は、当該割引証に記入されている被救護者または付添人が、当該施設の代表者の発行した次の様式による旅行証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

(表)

契印 No..... <b>旅 行 証 明 書</b>	
下記の者は、当施設 <input type="checkbox"/> の被救護者で下記区間を旅行することを証明する。	
氏 名	( 才 )
付添人氏名	( 才 )
乗車船区間	..... 駅から ) ..... 駅まで (
..... 年..... 月..... 日発行	
発 行 者	
所 在 地	
施 設 者	
施設代表者氏名	代表者 職 印

6 cm

(裏)

(注 意)
(1) この証明書は、被救護者（付添人）用割引普通乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。
(2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
(3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。
(4) この証明書は、旅行を終了したとき又は有効期間を経過したときは、直ちに、発行者に返さなければならない。
(5) この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。

(備考)

- (1) □内には、指定番号を表示する。
- (2) 乗車船区間欄末尾のかっこ内には、片道・往復の別を表示する。

- 
- 5 前項の旅行証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。
- 6 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した付添人用往復乗車券の往片は、第4項の規定によるほか、付添人が被救護者と同行する場合に限って使用することができる。

(参考)

学割証による割引乗車券の発売

規 則 第22条

被救護者旅客運賃割引証による割引乗車券の発売

同 第24条

(特別車両券の効力)

**第96条** 特別車両券を所持する旅客は、その券面に指定された列車または車両の座席に限って乗車することができる。ただし、第38条第2項の規定により発売した場合は、当該列車お特別車への1乗車に限り有効とする。